

平成23年10月21日

於 教育委員会室

平成23年10月

大和市教育委員会定例会

大和市教育委員会

平成23年10月大和市教育委員会定例会

○平成23年10月21日（金曜日）

○出席委員（5名）

1番	委員長職務代理者	森山寛
2番	委員	石川創一
3番	教育長	滝澤正
4番	委員	篠田優里
5番	委員	青蔭文雄

○事務局出席者

教育部長	田中博	こども部長	吉間一治
文化スポーツ部長	酒井克彦	学校教育課長	大澤一郎
保健給食課長	臼井博	指導室長	西山誠一郎
教育研究所長	中田朝夫	青少年相談室長	岩堀進吾
こども・青少年課長	村井英雄	文化振興課長	北島滋穂
生涯学習センター館長	西山正徳	図書館長	井上克彦
スポーツ課長	林武人		

○書記

教育総務課 政策調整 担当係長	飛田幸人	教育総務課 政策調整 担当主事	澤村のどか
-----------------------	------	-----------------------	-------

○日程

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 前会会議録の承認
- 4 会議録署名委員の決定
- 5 教育長の報告
- 6 議 事
日程第 1（議案第36号） 大和市生涯学習センター条例施行規則の一部を
改正する規則について
日程第 2（議案第37号） 「教科用図書採択の事務処理要領の改善につい
ての請願」について
- 7 そ の 他
- 8 閉 会

開会 午前9時00分

○青 蔭 委員長 ただいまから教育委員会10月定例会を開会いたします。
会議時間は、正午までといたします。
前回の会議録は、署名委員の署名をもって承認されました。
今会の会議録署名委員は、2番石川委員、3番滝澤委員、よろしくお
願いいたします。
教育長報告をお願い申し上げます。

○滝 澤 教育長 10月定例会の教育長報告をいたします。
前月定例会以降の動きということで、11項目ほどございます。何点
か絞って報告させていただきます。

まず、2番、大和市戦没者追悼式が、10月4日10時から保健福祉
センターで開催され、青蔭委員長と出席いたしました。厳かな雰囲気
で、追悼の意をきちんと込めた会場設営でした。来賓も、国会議員をは
じめ、多くの方に参列いただいて挙行されました。年々感じることで
すけれども、出席者は大分ご高齢の方が多くなってきたと思います。

次に、3番目、小中学校の校長会が、10月4日14時から市役所全
員協議会室で行われました。その中で、各校長には2点伝えました。

1点目は、前回定例会において、運動会を参観した委員から、ごく一
部ながら運動には相応しくない服装の教員がいたという話題が出ました
ので、体育の指導という視点に立った服装を心掛けてほしいというこ
とです。

2点目は、自転車の乗り方についてです。小・中学生共に交通事故が
多いわけですが、ルールやマナーを分かっていない状況がありま
す。また、自転車に乗った子どもがお年寄りに追突して、大きなけがを
させ、民事訴訟で保護者が大変な賠償金を要求されたという話もあるよ
うに、子どもたちは、被害者にも加害者にもなり得ます。

5月1日に神奈川県道路交通法施行細則の一部改正があり、自転車に
乗るときのイヤホンや携帯電話の使用が禁止され、罰則規定も設けられ
ました。自転車は、ルールを守らなければ危険な乗り物だということも
含め、交通安全教育を徹底するようお願いしてきました。

次に5番目、県央教育事務所管内教育長会議では、23年度末の人事案件についての話がありました。また、神奈川県9月議会で、県から各市町村に一人ずつSSWを配置できることになったと報告がありました。

大和市の場合は、非常勤のSSWを青少年相談室に市単独で配置していますので、さらに増やすことになるかと思えます。各教育長ともSSWの必要性を強く訴えており、これは大変ありがたい動きだと感じております。

10番目、大和市の青少年創意くふう展の表彰式が、10月16日日曜日11時からイオンホールでございました。小・中学生の作品ですが、全体の傾向として、今年は節電、節水など、エコの視点に立ったものが多くございました。子どもたちのみずみずしい感性を生かし、工夫を凝らした作品がたくさんありました。賞としては、市長賞、教育長賞、市議会議長賞、商工会議所会頭賞がありました。

11番、深見小の美術鑑賞教室については、今日のタウンニュースの記事にも掲載されましたが、10月18日火曜日10時から開催され、6年生2クラスの子どもたちが出席しました。大和市美術協会の大久保会長をはじめ15名ほどが、自身の作品をお持ちくださり、それらを鑑賞したほか、講師の皆さんから指導を受けながら「光と影」というテーマで作品を仕上げるというものでした。石川委員も一緒に、子どもたちの学習している姿、授業風景をご覧いただきました。

私の印象に残っているのは、子どもたちが専門家から美術鑑賞や絵の描き方の手ほどきを受け、目を輝かせていたことです。プロの方が近くで教えてくれるという状況は、子どもたちにとって大きな教育的効果があると感じました。このような教室は、大変意義深いものですから、引き続き各学校で広めてほしいと思います。

それから、教育委員の学校訪問が11月4日、7日、16日とございます。また、研究発表会が3校予定されております。

次回定例会までの予定は、17項目ございます。各団体、地域で、さまざまなイベントを通して積極的に活動されていますので、私もその様

子を拝見し、また報告申し上げたいと思います。

教育長報告は以上でございます。

○青 蔭 委員長 ただいま教育長からご報告がございました。質疑がございましたらよろしくお願いいたします。

(「特にありません」の声)

○青 蔭 委員長 特にないようでございますので、教育長の報告に対する質疑を終了いたします。

◎議 事

○青 蔭 委員長 それでは、議事に入ります。

日程第1 議案第36号「大和市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題とします。

細部説明を求めます。西山生涯学習センター館長。

○西 山 生涯学習センター館長 まず、現行の第3条、利用者登録の申請のただし書きを削除いたします。「ただし、公共的団体、社会教育関係団体及びやまと生涯学習ねっとわあく利用者として教育委員会に届け出ているものは、利用者登録や申請を省略することができる。」の部分を削除します。

現在、公共的団体、社会教育関係団体、やまと生涯学習ねっとわあくは、それぞれ別々に申請を出していただいています。しかし、生涯学習センターを利用するに当たっては、一定の登録内容が決められておりますので、これらの団体についても、ほかの団体と同様の申請を出していただくため、ただし書きを削除するものです。

第5条、「利用者登録の申請は」を、「登録団体」に変更します。これは、利用団体の利用者登録の更新についての内容ですが、主語が「申請は」となっているのに、実際の内容は、既に登録済みの団体について書かれていました。よって、主語を「登録団体は」とした方が、文章の意味も通じると考え、修正するものです。

また、「定期的に」という文言を削除します。その前段に書かれている「別に定める方法により」の意味に包含されると考えられるため

す。

さらに、「登録団体が更新を」となっていたが、この条文全体の主語と重複するため、「登録団体が」を削除します。

第6条は、使用申請の際の登録団体の区分について規定しているものですが、今まで「国及び地方公共団体」という区分はありませんでした。実際の運営では、「公共的団体」の中で扱っていたのですが、国と県の団体については別にした方がよいと考え、分けることとしました。

それから、「社会教育関係団体」については、定義があいまいだったので、明確にするために加筆しました。内容としては、「営利団体及び法人を除き、組織的及び継続的に活動している団体であって、市内に在住、在学又は在勤する者に対して社会教育に関する活動を行っている団体をいう。以下同じ。」としました。

第4号の「市民等の団体」については、説明の中に「在学」という文言を加えました。また、「市民等の団体」の中にどこまで含めるかがあいまいだったため、「市内の公益法人等をいう」とし、含める団体を絞るようにしました。

同条の6項は、「定めるもののほか」を「規定にかかわらず」に変更しました。これは、例規の通例に倣い表現を変更したものです。

第7条は、現行の「次に掲げる区分に応じて承認を行い、その承認を受けたものに対し次の通知を行うものとする。」を、「その使用目的及び内容を審査し、使用を承認するときは次に掲げる区分に応じた方法により通知を行い、使用を承認しないときはその旨申請者に通知する」としました。

使用の承認に当たっては、使用の目的及び内容を審査しているのですが、第1号にはそのことが盛り込まれていませんでした。いずれの場合も、審査の結果、承認の可否を判断し、その結果を申請者に通知するので、その部分を共通事項として統一的に表記しました。それに伴い、各号の文言を修正しました。

第9条は、「使用者」について明確にするために、「使用の承認を受けた者」を加えました。

第13条ですけれども、使用料の権限は市長にあるため、申請書の提出先を「教育委員会」から「市長」に改めました。

続いて別表についてです。第6条で「国及び地方公共団体」を追加した関係で、別表1の2「会議室等及び多目的ホール」と別表2の中に、「国及び地方公共団体」を追加しました。

別表第4は、「304講習」に「室」が単純に抜けていたため直しました。

最後に別表第5です。細かい文言の修正は省略します。

現行の2の項「社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人並びに市が出資する一般財団法人及び一般社団法人が使用するとき」のうち、「市が出資する一般財団法人及び一般社団法人」を削除し、4の項に移します。削除の理由は、市が出資する財団及び社団については、公共的団体として登録されており、あえて記載する必要がないためです。

6の項は、すべて削除しました。これも同様に、市が構成員になっている協議会、研究会等はすべて公共的団体に該当するためです。

7の項は、条文中の順番との整合を図るため、2の項に移しました。以上です。

○青 蔭

ただいま細部説明が終わりました。

委員長

質疑、ご意見等がございましたらよろしくお願ひいたします。

○森 山

かなり細かな施行規則のようなので、これも教育委員会で議論しなければいけないのか疑問が若干あります。1点だけ、第6条の3号で、「社会教育関係団体」は、「営利団体及び法人を除き」となっていますが、つまり社会教育関係の団体の場合は、法人は全部だめということですね。しかし、第4号の「市民等の団体」の場合は、公益法人ならよろしいとなっておりますが、どう違うのでしょうか。

○西 山

社会教育活動をしている団体には、営利の民間のカルチャーセンターなども、「営利社会教育関係団体」という言い方で含まれ、そういうものを中心に意図しています。ここでは、営利の団体を除くよう考えております。あくまでも「社会教育関係団体」は、市民の皆さんが社会教育を行うために集った団体と考えるものです。

「市民等の団体」についても、基本的には一般市民が集った団体ですが、ここに載っていない一般の団体は、「その他の団体」と分類しています。ここでの分類が、学習センターの使用申請ができる期間に関わってきます。

○森 山 委員長
そういうことではなく、社会教育関係団体では法人がシャットアウトされているけれども、市民団体では法人でも可と書いてあるのはなぜかと聞いているのです。

○西 山 生涯学習センター館長
これ以外の団体は、「その他の団体」に分類しているのですけれども、「その他の団体」は、今話しかけたように、申請できる期間に差が出ます。よって、公益的な団体については、市民等の団体と同じ扱いをしようというものです。

○森 山 委員長
その説明では分かりませんが、社会教育関係団体の中には、公益法人はないんですか。

○西 山 生涯学習センター館長
社会教育関係団体の公益法人は、公共的団体に分類しています。

○森 山 委員長
営利団体を除くのは分かりますが。要するに、公益法人だったら、たとえ社会教育関係のものであっても、社会教育関係団体とは認めないということですか。

○西 山 生涯学習センター館長
認めないというよりも、その前に、公共的団体に分類してしまうということなんです。今までの事例の中で、公益的な社会教育関係団体というのは、現実的には私の知る限りないと思います。

○森 山 委員長
理論上はあり得ますよね。

○西 山 生涯学習センター館長
分類的な考え方ではそうなりますが、その場合、もしあったとしても、その前に公共的団体に含めてしまうと思います。

生涯学習
センター
館長

○篠田 共通なものということですね。分かりました。

委員

○石川 私も細かいことでよく分からないところがあります。「市民等の団体」で、「構成員の2分の1以上が市内に在住、在学または在勤する者で占める団体、または市内の公益法人等をいう」とは、2分の1の構成員が大和市内で活動していれば、逆に言うと本部が市外にあっても構わないということですよ。

○西山

生涯学習
センター
館長

それは、市民の構成員が2分の1以上である団体を指しています。ですから、所在地が例えば横浜市にあるようなものは、ここにおいては市内の団体とは認めません。ここでは市民が2分の1の団体を言っているのであって、法人等は除いています。ですから、横浜市に所在地がある団体は、ここには入りません。

○石川

委員

そうすると、本部が横浜市にあつて、実際使う構成員は大和市民が2分の1以上いる場合、例えば会長は横浜市の人だから本部を横浜市としているが、実際活動しているのは2分の1以上が大和市民という団体でもいいわけですね。

○西山

生涯学習
センター
館長

それは、市外の団体として扱うことになります。

○石川

委員

この文章からは、そうは読めません。今おっしゃっているのはつまり、市民の団体とは、市内に本部がある、すなわち代表者がいなければいけないということですか。

たまたま会長が横浜、例えば瀬谷の人で、本部は会長のところに置くことにしているけれども、構成員は大和市の人がほとんどという場合には該当するのですか。

○西山

今おっしゃった団体でしたら、市民等の団体になります。

生涯学習
センター
館長

○石川 委員長
つまり、半分以上大和市民ならば、どんな団体でも市民等の団体に該当するという読み方でいいわけですか。公益法人だけは市内に所在しなければならぬという読み方でよいのですね。

○西山 館長
生涯学習
センター

はい。

○森山 委員長
これは、もともと市民等の団体というのはいろいろあって、登録はしていないため、どこにあるかはっきり分からないから、構成員が大和市民であればいいという意味ですか。公益法人は所在地を登録しているから、それは市内でないとだめだということですか。

○西山 館長
生涯学習
センター

はい。

○石川 委員長
そういうことであれば分かりました。

先ほども森山委員がおっしゃったように、条例や規則は、市民が読んで分からないと意味がありません。作った方はそういうつもりで作ったということではなく、言葉を吟味、精査して、読んだ市民が分かるようにしないとイケないと思います。

○青蔭 委員長
ただいま委員からご意見が出ましたので、考慮し、文言の整理をしていただきたいと思います。だれのための施設で、だれのための規則かをもう一度よく考え、整理をしてください。

西山館長、補足がありますか。

○西山 館長
生涯学習
センター
先ほどの、第3号「社会教育関係団体」の中の「営利団体及び法人」ですけれども、この「法人」には営利以外の、非営利である医療法人や福祉法人なども該当します。よって、「法人」を除いたり、「営利法

- 館長 「人」に変えたりすると、意味が通らなくなってしまうので、原案のとおり「営利団体及び法人を除き」とさせていただきたいと思います。
- 青蔭 委員長 今回の補足説明でも、いま一つまだ分からないところがございますので、その文言を、文中に入れたらいかがですか。
- 西山 生涯学習センター 館長 法人の内容については、取り扱い要綱の中で細かく定めていきたいと考えております。
- 森山 委員 先ほどは、「営利団体及び法人」は、「法人」にも「営利」がかかるという説明でした。館長自身がそう理解していたにもかかわらず、やはり違うと後で説明されても、一般の人は分かりません。分かりにくい文章にしておきながら、市民に対して、分からなければ要綱を読めとは変だと思いませんか。ここはもっと分かりやすくしてください。
- 石川 委員 社会福祉法人は、社会教育関係団体なのですか。医療法人も社会教育関係団体になるのですか。
- 西山 生涯学習センター 館長 活動の態様を見ますと、医療法人、社会福祉法人も社会教育活動をしておりますから、見方によっては分類が難しいところがあります。
- ここでは、社会教育関係団体には入りません。
- 石川 委員 そもそも入らないのであれば、社会教育関係団体という文言の説明に、社会福祉法人が入るかどうかという事項は必要ない、入れるのはおかしいということになります。
- 社会教育関係団体の中で、営利を目的とした団体はきっとあるのですが、医療法人、社会福祉法人は社会教育団体とは言わないのであれば、そこに文言を入れる意味がありません。
- 西山 生涯学習センター 館長 それを明確に表すために入れています。
- 石川 委員 しかし、それは法人という一括の形で書いてあるから分かりませんよ

- 委員 ね。
- 西山 生涯学習センター館長
ここで言う社会教育関係団体は、個人としての市民の皆さんが集まった団体について適用するという考え方のもとで分類をしています。よって、法人はすべて除くということです。
- 滝澤 教育長
「法人を除き」という文言の意味は、営利だけでなく医療法人や社会福祉法人も含め除くということです。この部分は文言を変えず、それを市民に誤解のないよう周知していく方向で考えていきたいと思えます。そういう前提でご理解いただければと思いますが、いかがでしょうか。
- 石川 委員
生涯学習センター条例施行規則とは、条例よりも細かく説明しているものだと思いますが、これより下位の例規はあるのですか。
- 滝澤 教育長
要綱があります。規則を補足する内容を、要綱で細かく説明して、市民に誤解のないよう伝えることを条件に、第3号の文言については、このままということでご理解いただければと思います。
- 森山 委員
これは、今日解決する問題ではありません。所管の館長自身が理解していないものを、通すことはできません。次の定例会で結構ですから、もう一度、どうしたら問題がない文になるかを検討して、再提案してください。
- 西山 生涯学習センター館長
分かりました。
- 青蔭 委員長
ここで、暫時休憩といたします。

◎休 憩

- 青蔭 委員長
再開いたします。
日程第1 議案第36号については、第6条第3項第3号の表現が分

かりづらく、文言を変えるべきとのご意見がございましたので、本件につきましては、否決とすることでいかがでしょうか。

(「はい」の声)

○青 蔭 委員長 では、議案第36号は否決といたします。文言を整理したうえで、再提出してください。

続きまして、日程第2 議案第37号「教科用図書採択の事務処理要領の改善についての請願」についてを議題といたします。

請願でございますので直ちに質疑に入りたいと存じますが、最初に私から確認しておきたいと存じます。

請願者が挙げている5項目の問題点に関する、事務の取り扱い及び法的根拠を述べてください。

西山指導室長。

○西 山 指導室長 請願の1番、採択検討委員会の設置要綱について、教育委員会は十分審議していないという指摘でございますが、同要綱は、「大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」において、付議事項とされておられません。

同様に、3番の採択検討委員及び調査員の選任等についても、同規則の中で付議事項とされておられません。そのため、教育委員会に付議していないということです。

採択検討委員会の位置づけについては、事務局でも課題を感じており、今後条例、規則などで定めていくことを検討課題としているところでございます。

2番目、採択検討委員に教育委員である教育長を充てるのは、組織的な見地から不適當ではないかとの指摘につきましては、次回の教科書採択までに、見直す方向性を出しております。

4番目は、調査研究段階で絞り込みを行わないことと、各種様式の改善の跡が認められないということです。

まず、調査委員会におきましては、特定の教科書を推薦するような報告書とならないよう、最初に調査員に説明したうえで、報告書を作成してもらっています。調査研究報告書については、各社ほぼ同量の記載が

あり、採択検討委員は教科指導の専門家の立場から内容の優れた点を述べているに過ぎず、絞り込みを行っているわけではございません。また、同報告書には、教育基本法、学校教育法、学習指導要領との関連という観点を新たに設けるなど、改善しております。

学校アンケートにつきましては、新学習指導要領の内容が適切に配置されているとの観点を初めに置いております。学習指導要領は教育基本法に基づいておりますので、これも含めて検討し、さらに児童・生徒の視点にも立ち、各教科書の特徴を評価する観点を設けております。

調査や検討は、県、市の採択方針に基づき、地域や生徒の実態を捉えながら幅広く行われました。教育基本法につきましても、特定の観点だけでなく、すべての観点を念頭に置いて検討するようお願いしております。

5番目、採択事務が行われない年度にも教育委員会に教科書採択が付議されているという指摘ですが、これにつきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律で、毎年度採択すると明確に定められております。また、教育長に対する事務委任等に関する規則でも、「教科用図書の採択に関する事」として付議事項と定められておりますので、毎年度付議しているものでございます。

以上でございます。

○青 蔭 委員長 ただいま、本請願に関する事務の取り扱い及び法的根拠につきましてご説明がございました。これを参考にして審議に入りたいと存じます。質疑、ご意見等ありましたらよろしくお願い申し上げます。

石川委員。

○石 川 委員 今話にあった、付議事項になっていないから設置要綱を審議しないというのは、説明が不足しているように思いますが、いかがでしょうか。

○西 山 指導室長 教育長に対する事務委任等に関する規則をもう少しご説明申し上げますと、第2条に、「次の各号に掲げる事項は委員会の会議に付さなければならぬ」として、17項目が挙げられております。例えば、教育に関する基本的な方針に関することであるとか、訴願、訴訟、請願及び陳情に関することとあり、今回の請願も付議されております。

その中で3番目に、教科用図書の採択に関することとあり、教科書の採択については付議するというごさいます。ですから、7月の教育委員会でご審議いただきました。

ただ、今回の請願に関するところと言いますと、附属機関の委員の任免又は委嘱及び解職に関すること、また、附属機関に対する諮問及び附属機関の答申又は建議に関することという2項目がごさいます。現在の採択検討委員会は、大和市では附属機関でないため、付議する事項に該当しないということごさいます。

ただ、その位置づけが課題になると我々も認識しておりますので、今後3年間かけて附属機関又はそれに類するものとするかどうか、検討、改善していきたいと考えております。

○森山 委員
この請願の中身を見ると、今説明のあったように、大和市の決まりによれば付議しなくてもいいから付議しなかったということごさいます。しかし、大和市のやり方がまずいではないかというのが請願の趣旨のようごさいますから、請願の中身と説明とがすれ違っているように思ひます。

私も、普通感覚で見ると、例えば先ほどの議案第36号のように、生涯学習センターの細かな手続規則が付議されているのに、検討委員会の設置要綱は付議しないというごさいますと、事の軽重から言ひてバランスを欠いていると思ひところもあひます。ですから、その点については、検討されるごさいますとおっしやっていますけれども、確かに検討に値することだと思ひます。

○西山 指導室長
附属機関という位置づけについて、これまで明確でなかったということごさいます、他市も同じく、条例で設置しているところがまだ非常に少ない状況ごさいます。今後は検討していく方向に向かうものと思ひています。

○森山 委員
この請願のとおりにするかどうかについては、私もまだ結論を出すのは時期尚早であると思ひますけれども、検討には値すると思ひます。

それと、今回の請願については請願事項が5点出ております。いつも請願のときに申し上げておりますが、請願の扱ひは、採択、不採択、とどめしかないとなると、大変難しい。検討に値すると思われるものもあ

れば、これは難しいと思われるものもあったときには、どう扱うのか、ということ。採択すると、問題と思われるものも一緒に全部受け入れたと取られるし、不採択とすると、検討すべきと思うものまで不可としたことになってしまいます。ですから、私はこの種の請願について、採択、不採択を決めること自体、改めていただきたいと思います。

○青 蔭 篠田委員、いかがでしょうか。
委員長

○篠 田 最終的に、生徒がより良い教科書で学習していくために、検討していくべき課題がいくつかあると思います。石川委員と森山委員のお考えに、私も賛成でありまして、必要なところは検討していくべきだと考えます。

○石 川 請願というのは、基本的にはその請願者のご意見であります。今回の請願には五つの観点、ご意見があるということ自体、請願としてどうなのかという気がします。森山委員がおっしゃったように、採択か不採択、黒か白かを決めてしまうこと自体が、この中身としてそぐわないので、何か考えなければいけないかと思います。ですから、請願の取り扱い等も、今後考えていく必要があるかもしれません。

中身はそれぞれ、検討していく部分もあるし、法的に本来は不要という部分もあるし、ご意見を取り入れる部分もあるわけです。これを、白黒つけるのは、難しいと思います。

○青 蔭 教育長、いかがでしょうか。
委員長

○滝 澤 今話に出た、請願の対応も一つの課題です。また、この請願の5項目についても、先ほど指導室長がご説明したように、教育委員会事務局において検討課題としている部分もございます。それらを加味して、私からここでとどめの動議を出したいと思います。

請願者が、大和市の教育や教科書採択について真剣に考えてくださっていることは大変ありがたく、教育委員としても大変感謝するところでございます。教科書採択については、子どもたちが使う教科書という視点を十分斟酌しながら、行わなければいけません。

本請願の内容については、既に課題として検討事項となっていること
もございますので、教育委員会の考えと大きく隔たるわけではない内容
もあります。一方、事実と異なる部分や、法規に基づいて実施している
こともありますので、受け入れられる部分と、受け入れられない部分と
がございます。

よって、この請願をそのまま採択することは、皆さんもおっしゃった
ように適当ではないと私も思いますので、課題である部分は今後教育委
員会としてしっかりと検討していくことを確認したうえで、本請願につ
いては審議をとどめるという動議を提案したいと思います。

○青 蔭 委員長 ただいま教育長から、本件につきまして審議をとどめるという動議が
提出されました。この動議について議題とすることよろしいでしょ
うか。

(「はい」の声)

○青 蔭 委員長 それでは、動議を議題として審議いたします。
本動議について、質疑、討論がございましたらよろしくお願い申し上げ
ます。

石川委員。

○石 川 委員 私も先ほど申し上げたように、検討していく事項もあるだろうし、法
的な解釈として大和市の事務は間違っていない部分もある。そのような
ことから考えると、やはり白黒だけではなく、今後検討していくという
考えのもと、教育長の動議に賛成したいと思います。

○青 蔭 委員長 ほかにご意見ございますでしょうか。
特にないようですので、議案第37号につきまして採決いたします。
本請願の審議をとどめることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○青 蔭 委員長 全員賛成でございます。
議案第37号は、とどめるということで処理させていただきます。
続いて、その他に入ります。各課で報告事項がございましたら順次報
告してください。

まず、「平成23年度神奈川県優秀授業実践教員表彰」につつまし

て、大澤学校教育課長。

○大澤
学校教育
課長

9月30日付で、神奈川県教育委員会教育長から通知があり、引地台中学校の菊地教諭32歳が、平成23年度神奈川県優秀授業実践教員表彰を受賞することになりました。

菊地教諭は、技術分野の授業において、生徒一人一人の課題を集団としての共通課題と変化させることを意識して、常に生徒同士の学び合いを重視した授業を実践しております。こうした学び合いによって、生徒の関心意欲を引き出すだけでなく、学習集団としての生徒同士の関係性を育もうと努めております。

さらに、若手教員でありながら積極的に授業公開を行うなど、授業力の向上に努めていて、周囲の教員によい刺激を与える存在となっており、こうしたことが評価されたものと考えております。

神奈川県優秀授業実践教員表彰につきましては、授業実践にすぐれ、教員の模範として推奨すべき者を検証し、併せて、教員全般の意欲及び資質能力の向上に資するため、平成19年度より始まったものであります。推薦に関しましては、学校長推薦と自己推薦があり、県の表彰審査会で選考され、表彰されるものであります。

なお、今年度からは、ファーストキャリアステージ部門、教職経験10年未満または35歳未満の教員を対象としたものと、キャリアアップステージ部門、教職経験10年以上かつ35歳以上の教員を対象としたものの2部門が創設されており、今回はファーストキャリアステージ部門での表彰となっております。

なお、菊地教諭は、11月2日の表彰式にて県教育委員会より表彰される予定であります。

以上です。

○青蔭
委員長

続きまして、第25回大和市学校給食展の開催について、臼井保健給食課長、お願いします。

○臼井
保健給食
課長

本日の午後から23日までの3日間、イオンモール大和1階ライトコートで第25回給食展を行います。

「給食だいすき！～楽しく食べて元気いっぱい～」をテーマに掲げ、

大和市の給食を紹介します。ポスターに使った大野原小学校4年2組富樫雫さんの原画のほか、給食で心がけていることや、給食の移り変わり等を紹介したパネルを展示します。そのほか、卒業おめでとう給食などの行事食や、授業での栄養指導の様子、今年度の夏休み親子料理教室、学校給食講習会の模様などの写真のパネルもごぞいます。また、平日である本日に限り、北部調理場で作った実際の給食のサンプルを展示します。

以上です。

○青 蔭 委員長 続きます、大和市文化祭について、北島文化振興課長。

○北 島 文化振興 課 長 来週の木曜日、10月27日から11月3日文化の日まで、例年どおり文化祭を開催いたします。

内容といたしましては、一般公募展が中心でございます。書、絵画、写真の3部門で、市長賞、部長賞、教育委員会委員長賞、教育長賞の4賞を中心に表彰いたしますけれども、その作品が展示されております。ぜひごらんいただければと思います。

11月3日は表彰式がございまして、委員長と、教育長にご出席いただく予定です。

近年は、一般公募でない作品も展示しております。今年は、もうお亡くなりになっていますが、プロの田中清隆さんという方が描いた、大和の24景等の作品が、市に寄贈されておりますので、その一部を展示したいと考えております。

それから、既に前回お話ししておりますが、つる舞の里の歴史資料館の企画展についてです。今年は「黒船がやってきた」という、江戸時代、ペリー来航のころの下鶴間や町民の生活、大山詣などを紹介する企画でございます。明日土曜日から12月18日まで開催しておりますので、お時間がありましたらぜひご覧いただきたいと思っております。

以上でございます。

○青 蔭 委員長 委員からほかに何かございますでしょうか。

(「ごさいません」の声)

○青 蔭 事務局からは特にごさいませんか。
委員長 特にないようですので、11月の会議の日程をお知らせ申し上げます。11月定例会は、11月18日金曜日午前10時から予定しております。

◎閉 会

○青 蔭 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。
委員長 これにて教育委員会10月定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時25分

上記会議の顛末を証記し、その相違ないことを証し署名する。

平成23年10月21日

署名委員

署名委員

書 記

書 記